

# 第3期茨木市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)

## 茨木市特定健康診査等実施計画 (第4期)



令和6年(2024年)3月  
茨木市



### 1 基本事項

#### 第3期データヘルス計画

- ◆法的根拠：国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
- ◆計画期間：令和6～令和11年度（2024～2029年度）
- ◆趣旨・目的：特定健診データや電子レセプトデータを基に、特定健診や特定保健指導、生活習慣病の重症化予防等の保健事業を効果的に実施し、医療費の適正化をめざす。

#### 第4期特定健康診査等実施計画

- ◆法的根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第19条
- ◆計画期間：令和6～令和11年度（2024～2029年度）
- ◆趣旨・目的：生活習慣病予防のため、特定健診及び特定保健指導を実施し、医療費の適正化をめざす。

第3期データヘルス計画と第4期特定健康診査等実施計画は、健康寿命の延伸及び健康格差縮小に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図りつつ、医療費適正化を通して社会保障制度の維持をめざすという共通の目的を持ち、また計画期間を同じくしているため、両計画を一体として策定します。

図1. データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の計画期間

(年度)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
データヘルス計画	第2期					第3期データヘルス計画						次期	
特定健康診査等実施計画	第3期					第4期特定健診等実施計画							

#### 特定健康診査（特定健診）とは

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、生活習慣病の前段階である「メタボリックシンドローム」（内臓脂肪症候群）の人を発見して、特定保健指導につなげるための健康診査です。

- ◆対象：40～74歳の市国保加入者
- ◆検査項目
  - 基本的な健診：問診、身体測定、理学的検査、血圧測定、血液検査、尿検査
  - 詳細な健診（医師の判断により実施）：貧血検査、心電図検査、眼底検査



#### 特定保健指導とは

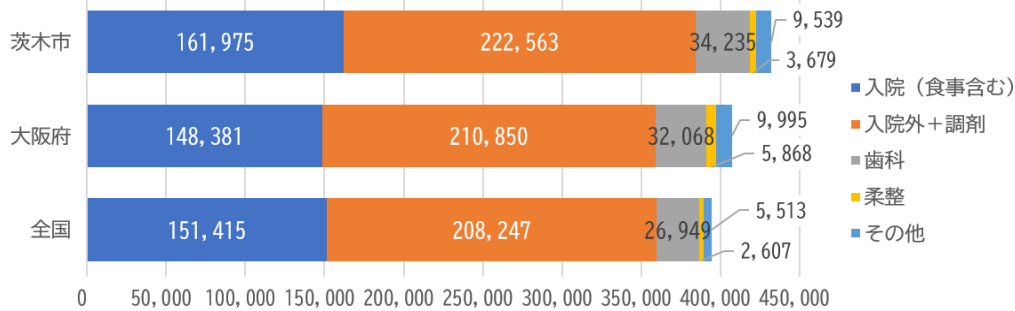
特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が大きく期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣見直しのサポートをします。

- ◆動機付け支援：生活習慣見直しの必要性が中程度の人に、行動計画の策定を支援し3～6か月後に最終評価します。
- ◆積極的支援：生活習慣見直しの必要性が高い人に、行動計画の策定を支援するのみならず定期的に面談等の支援を行い、3～6か月後に最終評価します。



## 2 医療費の現状

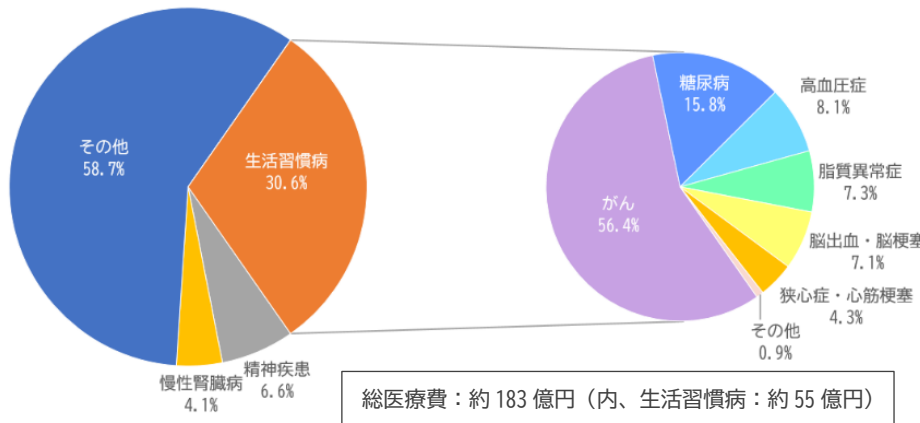
図2. 被保険者一人当たり年間医療費の比較(令和3年度(2021年度))



■本市の被保険者一人当たりの年間医療費(令和3年度(2021年度))は、431,992円で大阪府及び全国と比較して高額です。

[資料]KDBシステム

図3. 総医療費に占める生活習慣病の割合(令和4年度(2022年度))



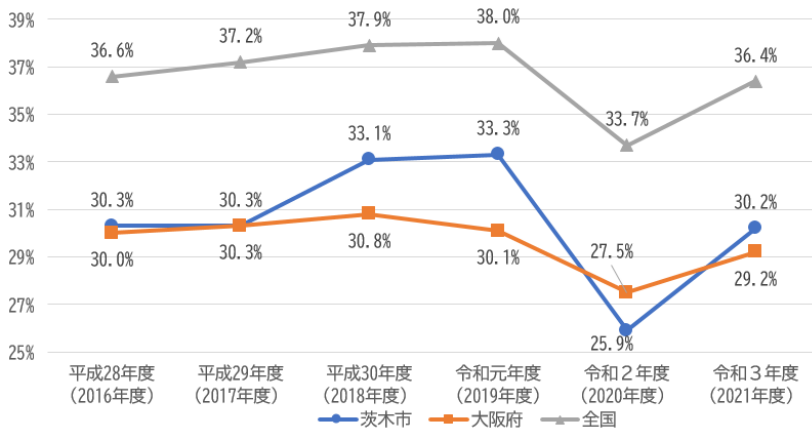
■生活習慣病医療費は、総医療費の約3分の1を占めています。

生活習慣病は、喫煙、不健康な食事、運動不足、過度の飲酒など、共通する危険因子を取り除くことで予防が可能だと考えられており、生活習慣病の予防が医療費適正化に与える影響は非常に大きいと考えられます。

[資料]国民健康保険事業状況報告書及び茨木市データ分析

## 3 保健事業の現状

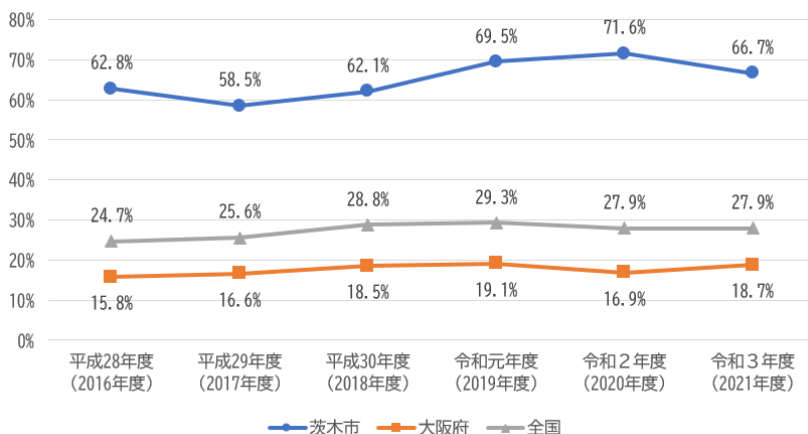
図4. 特定健診受診率の推移



■本市の受診率の推移をみると、令和2年度(2020年度)に、新型コロナウイルス感染症の影響等から受診率が大幅に低下しましたが、少しずつ戻りつつあります。大阪府の受診率と比較すると、令和2年度(2020年度)を除く他年度すべてで、同程度または上回っています。

資料：厚生労働省法定報告値

図5. 特定保健指導実施率の推移



■本市の特定保健指導実施率(特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了した者の割合)は、大阪府及び全国と比較して高い値で推移しています。

資料：厚生労働省法定報告値

第2期データヘルス計画及び第3期特定健診等実施計画で設定した健康課題と、これに対する保健事業及び目標達成状況は表1のとおりです。

なお、両計画の最終年度である令和5年度（2023年度）の結果については確定していないため、令和4年度（2022年度）までの実績となります。

表1. 前期計画目標値達成状況

健康課題	保健事業	指標	令和4年度 (2022年度) 実績値	令和5年度 (2023年度) 目標値
【重点課題】 特定健診受診率の向上	特定健診	特定健診受診率	31.4%⇒未達成	35.9%
特定保健指導実施率の維持	特定保健指導	特定保健指導実施率	67.3%⇒達成	60.0%
【重点課題】 特定保健指導対象者減少率の向上		特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	継続支援のため未確定	30.0%
【重点課題】 生活習慣病の治療を要する人の受療率向上	重症化予防	受療勧奨実施者の医療機関受療率	継続支援のため未確定	76.0%
後発医薬品利用率の向上	後発医薬品の普及促進	後発医薬品利用率	77.7%⇒未達成	80.0%

※その他、糖尿病性合併症群の重症化予防を図るため、地域薬局及び通院先医療機関と連携した自己管理支援を実施したほか、「健康いばらき21・食育推進計画（第4次）」とともに、様々な生活習慣の改善及び生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた取組を推進しました。

### 次期計画期間の健康課題（重点課題）

前期計画期間中のデータ分析や保健事業の現状をまとめて設定した健康課題のうち、今後も特に優先的に取り組むべき課題を「重点課題」として設定しました。「脳卒中、心疾患」、「人工透析」等、その他の健康課題についても、重点課題への対応に取り組むことで結果として予防につながるため、重点課題に対する取組を優先しつつ、各健康課題の解消に向けた取組を進めます。

#### 1. 【重点課題】 特定健診受診率の向上

- 特定健診受診率が目標値に対して下回っている。  
⇒受診率向上に向け、効果的な取組に努める必要がある。

#### 2. 【重点課題】 特定保健指導対象者減少率の向上

- 特定保健指導対象者の減少率が目標値に対して下回っている。  
⇒減少率（改善率）の向上に向けて、効果的・効率的な保健指導の実施に努める必要がある。

#### 3. 【重点課題】 生活習慣病の未治療者を減らす

- 高額医療の抑止につながる高血圧や糖尿病などの生活習慣病に関する治療（早期治療）の割合が、大阪府及び全国と比較して少なく、脳出血・脳梗塞、狭心症、心筋梗塞等の発症抑止に不十分である可能性がある。  
⇒受療率の向上に向けて、効果的な支援方法を検討する必要がある。

## 5 保健事業実施計画

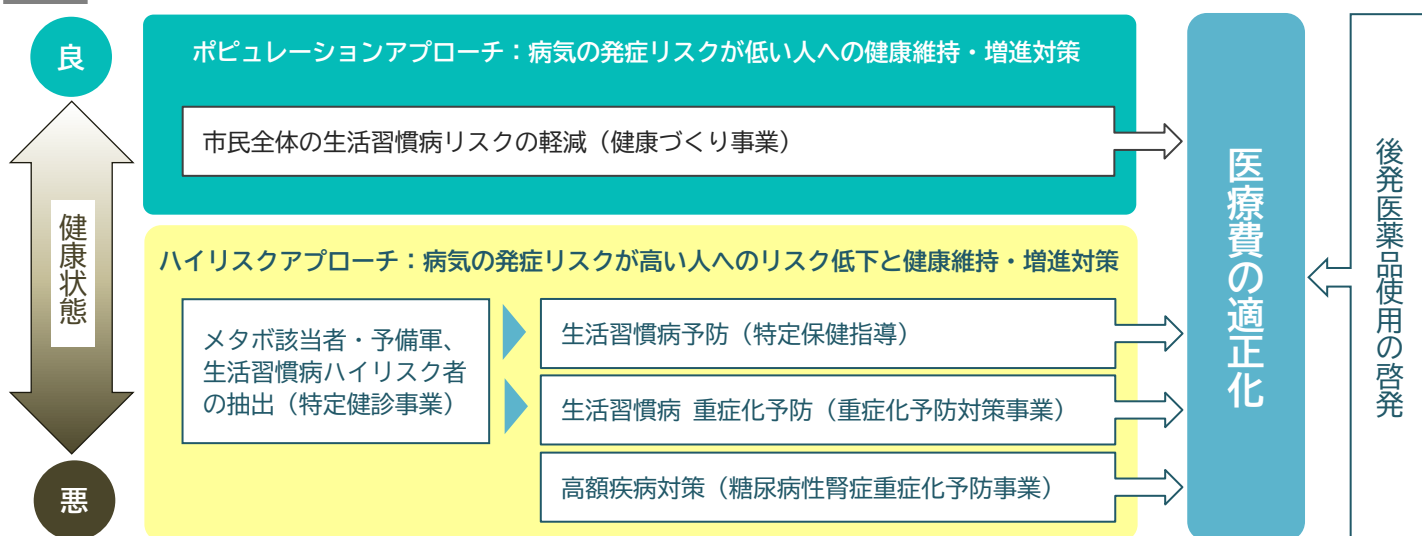
第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画で実施する保健事業とその目標値については、表3のとおりです。

表3. 主な保健事業（国保）と目標

保健事業	実施内容	令和4年度 (2022年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
特定健診	受診率向上を図るため、市ホームページや広報誌での周知、対象者の状況等に応じた「案内はがき」の発送のほか、地域ごとの周知など、多様な手段による受診勧奨を実施します。	特定健診受診率【31.4%】	特定健診受診率【35.9%】
特定保健指導	対象者の生活習慣の改善を促し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるため、引き続き、保健指導や運動指導等を実施します。	継続支援のため未確定	特定保健指導対象者の減少率【30.0%】
重症化予防対策 (高血圧、糖尿病、脂質異常症)	生活習慣病の重症化を予防するため、医療機関への受療勧奨値以上の人に対し、引き続き受療勧奨に努めます。	継続支援のため未確定	受療勧奨後の受療率【65.0%】
重症化予防対策(糖尿病性腎症)	糖尿病性腎症による透析導入患者を減少させるため、引き続き、地域薬局及び通院先医療機関と連携した自己管理支援などを実施します。	・健康管理とモニタリングによる行動変容率【87.5%】 ・糖尿病性腎症病期の維持【100.0%】	・健康管理とモニタリングによる行動変容率【95.0%】 ・糖尿病性腎症病期の維持【100.0%】
後発医薬品使用の啓発	後発医薬品の普及を促進するため、対象者に対し、後発医薬品の概要や、切り替えにより安くなる費用の差額を記載した通知の発送等を実施します。	後発医薬品利用率(数量シェア)【77.7%】	後発医薬品利用率(数量シェア)【80%以上】

その他、ポピュレーションアプローチ・精神保健福祉相談・がん検診・歯科健診・肺炎球菌ワクチン接種・骨粗しょう症検診等についても、「健康いばらき21・食育推進計画(第4次)」とともに、様々な生活習慣の改善及び生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた取組を推進します。

## 6 保健事業実施イメージ



第3期茨木市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・茨木市特定健康診査実施計画(第4期) [概要版] 令和6年(2024年)3月  
 発行: 茨木市健康医療部健康づくり課 〒567-0031 茨木市春日三丁目13番5号  
 電話: (072)625-6685 ホームページ: <https://www.city.ibaraki.osaka.jp>